

<プレ企画> 「無償教育の漸進的導入」と大学評価基準

「大学基準協会監修 同高等教育のあり方研究会・生和秀敏編著『JUAA 選書 15 大学評価の体系化』(東信堂 2016年10月)をめぐって①」
堀 雅晴(立命館大学)

はじめに

・本書は元になった報告書(高等教育のあり方研究会・大学評価理論の体系化に向けた調査研究部会・大学基準協会「大学評価論の体系化に関する調査研究報告書」2015年12月、今回PDFは探せず未入手)のうち第一部第二部を書籍化したものである。なお第三部はアンケートおよび海外訪問調査報告である。

・報告書と本書の間でタイトルが、「大学評価論の体系化」⇒「大学評価の体系化」に変更された。その理由は「はしがき」「序論」では明らかにはされていない(後述)。

・報告書の背景については、『大学基準協会 自己点検・評価報告書2014年1月17日』によれば、協会の調査研究事業として2010年に高等教育のあり方研究会を発足させ、2014年度までの5年間で当てられた。「2013(平成25)年5月末日時点において、(中略)現在研究会がテーマとしている「大学評価理論の体系化に向けた調査研究」は、その実施規模や、目標とする成果において、わが国には類例をほとんど見ない大きな事業である」(p.96)とした。なお2010年度には、新大学評価システムのあり方・方向性をまとめたJUAA 選書第15巻の刊行が予定されていたが、「高等教育のあり方研究会の活動との効果的統合という観点から、単体としての実施が見送られた事情がある」(p.97)という。

・「終章 調査研究の総括(生和氏担当)」は、2018年度「第3期認証評価」実施を控えての時期での本書の刊行の意味とは何か。これは本報告の目的のひとつであるが、以下の比較からみて、直接関連しない。したがって本書は、それ自体として検討するべきものとなる。

「総括」において、「大学評価の国際的動向」(pp.386-395)として6点の「動向予測」(①基準適合から目的適合へ〔といいながら両者の融合 p.388: 生和氏〕②機関別評価から教育プログラムへ〔と確実に移動 p.389: 生和氏〕③インプット評価〔法令要件等の順守〕からアウトカム評価〔使命目的・教育成果国際通用性: 生和氏〕へ〔(1)新自由主義が国の規制「少なくする」に基づく大学改革での規定要因としアウトカム重視となっている〔としながら、日本での国の関与の増大を説明しきれていない〕(2)大学のグローバル化・人材養成の政府/財界/マスコミ・国民の要請へのアウトカム評価的対応: 生和氏〕④外部質保証から内部質保証へ〔後者が予想以上に重視されていること/現行の大学基準に準拠した適格性のア krediteーション型から大学毎の目的目標に基づく目的適合性のオーディット型の重要性も再考を: 生和氏〕⑤評価の簡素化とライトタッチ評価〔教育情報の公開と大学ポートレートの準備への期待: 生和氏〕へ⑥評価機関の連携の強化〔教育プログラムの国際通用性の評価での TUNING プロジェクト・QAA の学科目ベンチマーク・OECD の AHELLO: 生和氏〕を示す。

「第3期」における変更ポイント(1. 内部質保証システムの有効性に着目した評価・内部保証の考え

方の明確化・評価を通じた内部質保証システムの機能化の促進・全学的観点による評価／2. 大学の課題に焦点化した評価・実質的な取り組みを重視した評価／3. 大学の特性に応じた評価・長所の位置づけの変更／4. 大学評価結果の判定とその後の対応・保留制度の設定・改善報告書の検討結果の公表

以下では、(基準協会自体の当初とその後の性格変化ともパラレルな) 政府と大学の関係を反映するチャータリングとは別建ての米国のアクレディテーション型と欧州での両者一体型の大きな相違をどれだけ意識できているのかに留意しながら第1部各章の概要紹介をし、そのなかで一体何が本学会の今後の研究発展に資するものなのかを検討してみたい。

1. 各章の概要紹介

序章(生和秀敏・広島大学名誉教授・心理学、基準協会特別研究員): 調査研究の目的～理論に裏付けられた議論が展開されているとはいいがたいことと、系統的に問題が整理されているとは言えないこと(p.5)。／本書は・・・大学評価論の体系化という当初の意図からは程遠い内容になっている(p.7)。その理由は明示的には述べられてはいない。

第1部 大学評価の背景と現状

第1章 大学論の変遷と展開

第1節 大学とはなにか: その理念と使命(有本章)

大学の歴史の回顧から、今後の大学の理念と使命の構築には、研究R・教育T・学習S(学修)の軸と、専門教育・教養教育の軸を考慮しながら、過去の伝統を踏襲しつつ未来からの挑戦への的確な対応が課題となるから、R-T-Sの統合が中心課題であるとする(p.26)。ここでは知識基盤社会やユニバーサル化が進展する未来大学(p.25)が語られるが、かつての近代化論のごとく単線的「発展」論を説いているようによめる。日本では、現在進行中の一部のエリート大学化とその他の教養・専門の「第三段階」の教育機関化への現代版「種別化」を知っている者として、世界の大学界が同次元で一様に展開していく話ではないように思われる。

第2節 新制大学の大学像(寺崎昌男)

当初の大学基準協会の諸基準の諸点において、「今もなお改善されるべき点として、今日も事新しく論じられているものが少なくない。／最も代表的なのは、中教審の大学院改善論である。(中略)しかしこれらの原則こそ、1940年代末から50年代はじめにかけて・・・「大学院基準」に盛り込んでいたもの」(p.40)である。当時ではエリート型高等教育期の最終段階(進学率8%)にあった当時の日本が、大衆化の最盛期に向かおうとしていた米国の高等教育像とで大きな差があったために「無視」(p.39)されたが、その後、日本も「大衆化の最盛期」に向かうなかで、なぜこの「無視」が今日まで続いているのかとの問題意識を述べながら、どういうわけか、それへの自答はない。

第3節 大学の展開と課題：ユネスコ高等教育世界宣言（生和秀敏）

「ユネスコ高等教育世界宣言：21世紀の高等教育 展望と行動」（1998年）の各項目を紹介したうえで、「知的基盤社会における国際競争力の強化」を至上原理としているかのように見える我が国の大学教育に対して、「社会的価値の基盤となる高い倫理観とヒューマンイズムの涵養」を謳っている点は、大学関係者として謙虚に耳を傾けなければならない。この宣言でしめされている世界の大学が共通して目指すべき方向を知ることは、・・・きわめて大切なことである。」このことはもっともなことである。がしかし、生和氏が「謙虚に耳を傾け」られた結果として、「我が国の大学教育」に対して、そこから何を生かされているのがここでは分からず、最後まで読みすすまないといけない（のか）。

なお先の宣言の10年後に開催された「2009年高等教育世界会議」（テーマ：社会の変革と発展のための高等教育と研究の新たなダイナミクス（2009年7月5～8日））での「声明」（2009年7月8日採択）については、生和氏はどのように考えているのか。というのも、生和氏は本節ではあわせて「OECD／ユネスコ質保証ガイドライン」（2005）を簡単に紹介しているわけであるが、堀（2014）で明らかにしてあるとおり、ユネスコは「ガイドライン」（2005）を契機に市場派グローバリズムの立場の容認に変更しているからである。したがって、ここで前者の宣言を取り上げる意義は大きいと考える。

第2章 大学改革の方向

第1節 審議会答申の概要（生和秀敏）

1971年の答申から2012年の答申と2014年の大学分科会審議のまとめ「大学のガバナンス改革の推進について」までの概要を紹介し、結論として「大学関係者としては、法制化されるされないに拘らず、各審議会答申を通じて流れている大学改革の基本的な方向性を読み取ることが重要である」（p.60）としている。評者は、筆者が「各審議会答申を通じて流れている大学改革の基本的な方向性」が何であるかを明示していないなかで、結局、答申の基本線には歴代保守党政権と文部省が、「社会の要請」との大義名分のもと、国民の要望との緊張関係を孕みつつ「資本の論理」に奉仕する政策を打ち出してきていることがあることを読み取り、そのために「高等教育の漸進的無償化」が中心課題に据えられずに、「国民の教育権」保障に反する「受益者負担」思想に基づく学費の高騰と奨学金のローン化、私学への肩代わりの拡大が継続していると読み取っている。これは筆者が期待する内容なのか。

第2節 大学の国際化対応（大森不二雄）

評者は堀（2014）で当該分野を扱い、そのなかで大森（2008）に対して次の批判も行っている関係で、本節での主張の変化がみられるのかに関心がある。すなわち「大森の当該言説は、（中略）肝心のグローバリゼーションと新自由主義の言説と正面から向き合って検討するものではないと考える。逆に、それらの言説に屈服して、国内の教育関係者に対しても

自分と同様に、それらへの受忍を意図するもの」(p. 18)、と。

さて、本節では大学には課題として「国際的に通用するグローバル人材の育成と活用」(p. 75) および「世界トップレベルの大学の発展」(同) があるとし、「その政策目標を達成する上で、政府主導のトップダウンによる重点投資が最良の政策手段であるかどうか」を問い、OECD の高等教育政策レビュー報告書の提言に賛成して「大学の裁量を一層拡大することにより、自律的な戦略経営を可能にする、高等教育システム全体のガバナンス改革も必要である」(pp. 75-76) と主張する。評者はこのような主張を素直に前向きなものであるとして評価したいけれども、残念ながらそうはいかない。

その理由は、そのレビュー報告書での先の指摘の前提に、実は文部科学省による「〔日本の〕高等教育機関に対する事細かな管理・財務の両面にわたる指揮監督を行うことが慣行化」(OECD2009:100) があり、これをどのように改めるのかを明らかにしてもらわなければならない。

また評者は、「市場派グローバリゼーションに積極的に加っている日本政府のなかにも、文科省では財政支援を梃子に大学関係団体からの支持を得ながら「設置認可、設置基準、認証評価の3者が一体となつた官制統治を行い、国外からの高等教育機関の参入を防ぎつつ、国際化拠点整備事業(グローバル30)や留学生30万人計画による、国内基準に基づく国際化拠点大学づくりを進めている」(堀 2014:18) とし、木村孟・文部科学省顧問の自慢する「日本の質保証システムが、設置認可、設置基準、認証評価の3者が一体となって運用されており、国際的な通用性を担保していること」(文科省高等教育局高等教育企画課国際企画室) 自体を問題にしたが、本節ではそうした文科省の指導する現状把握が判然とはしていない。

第3節 地域社会における大学の役割(稲永由紀)

本節では大学と地域社会の関係について、「はじめに」における「まったく交流していないというのは誤解」(p.82) だったという切り口から、両者の関係性・変容論を4期にわけて「国の政策上の関心」から概説し、現在「個人連携から組織的連携へ、個別機能別連携から包括的連携へ」という新たな関係へと進んできているという。したがって、大学の社会的責任論を論じる場合には、「認証評価や実務業績評価をあくまで大学人の自律的なピアレビューのみに依拠することが、果たして適切なのだろうか」(p.89) と問題提起し、「如何に大学評価スキームに外部ステークホルダーを適切に組み込むのか」が政策課題となっているとする。

さて本節についての指摘はこうである。①「はじめに」で紹介する先の「誤解」は「当時の高等教育研究」者の側の問題であって、地方自治論・地域経済論・地域社会学等ではそれは周知の事実であった。②「Ⅱ戦後日本における大学と地域社会との関係の変容」については、「国の政策上の関心」(その元になっている稲永・村澤・吉本(2000)の論旨も同じ)からポイントを拾われているわけであるが、そもそも国がこの内容に関心を持っている主因

が何かまでも背景において説明されてはいない。たとえば「戦後から 1970 年代までは、教育機会や人材養成の「大都市抑制」と「地方分散」への明確な期待にその関心があった」(pp.83-84)と述べるが、1962 年 10 月から始まる全国総合開発計画(以後 2015 年までの「五全総」)での「産業の適正配置の推進と公共投資の地域別配分」が主因であって、そのもとで例えば文部省の進めた(旧帝大と東京工大・筑波大を除く)国立大学 54 工学系学部群が現在形成されている。③問題提起の「認証評価や実務業績評価をあくまで大学人の自律的なピアレビューのみに依拠することが、果たして適切なのだろうか」⇒政策課題の「如何に大学評価スキームに外部ステークホルダーを適切に組み込むのか」への一対一の対応でまとめられているけれども、そもそも「大学と地域社会の関係」をどのように制度構想するかを包括的に検討する姿勢が必要であろう。周知のように次節で紹介されている「国立大学改革強化推進事業」の一環として「一法人複数大学制を導入した機能別・地域別の大学群形成に向けた連合連携の推進」(p.95)が検討されているけれども、こうなると個別の地域と大学の連携というここでの話も、早晚「上から」の再編成を迎えることになる。ちなみにこの考え方は、御手洗富士夫(日本経団連会長)が発表した「将来ビジョン：希望の国、日本」(2006 年 1 月 1 日発表)にあった。

第 4 節 高等教育政策の動向と課題(生和秀敏) 2014 年 9 月執筆

本節の目的が明らかにされずに、文科省「大学改革実行プラン：社会の変革のエンジンとなる大学づくり」(2012 年)の紹介から入っている。そして「大学教育の質的転換」「戦略的な機能強化」「システム・基盤強化」の 3 点を説明する。後半は「高等教育政策の抱える課題」として 6 点、すなわち「規制緩和と自己裁量・自己責任」「競争的環境による活性化推進」「教育活動の実質化」「国際化・生涯学習化への積極的対応」「大学の質保証のための仕組みの構築」「加速する政策誘導」である。各論述では前半でその概説、「しかし」で始める後半で筆者のコメントがある。その内容には傾聴に値するものも当然ある。

さて本節の基本的枠組みに関わって、事実認識の錯誤についてのみ指摘しておきたい。ひとつは「大学が公共的使命の実現に責任を負うためには、財政支援を含め、政策誘導という形で国が間接的な関与を行う(のは、国民の側から見れば当然のことであろう)(p.96)と述べるが、改正教育基本法第 17 条教育振興基本計画を政府と自治体が国公立大学に対して策定し、国立大学法人等であれば第 30 条で「文部科学大臣は、6 年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め」、私立大学では「加速する政策誘導」に対応していることを考えれば、「直接的な関与」の下で、別法人による「間接的な実施」という理解が正確であろう。いまひとつは「全ての大学に十分いきわたるだけの資金がなくなったという財政事情があることは紛れもない事実」(p.96)と述べ、理解を示している。しかし文科省への予算配分からみればそうかもしれないけれども、毎年報道されている新聞報道で、OECD 加盟国の国内総生産(GDP)に占める学校など教育機関への公的支出の割合は、2013 年では日本は 3.2%で、比較可能な 33 カ国中、最下位のハンガリ

一 (3.1%) に次ぎ、OECD平均 4.5%には到底及ばない状況が改善されていない事態 (日本経済新聞 2016年9月15日) が周知の事実になっていることを踏まえれば、文科省の「財政事情」ではなくて政権の財政配分に目を向けないといけないはずである。

***ここから本題！第3章 大学評価の歴史的展開**

第1節 アメリカのアクレディテーションの歴史 (前田早苗)

著者の著書 (『アメリカの大学基準成立史研究：アクレディテーションの原点と展開』東信堂 2003年) のダイジェスト版であるが、ここでの強調は米国でのアクレディテーション制度をみるとき、①成立史にとっての自主的な会員制システムの重要性、②セルフスタディが数量的要素を含んだ詳細な評価基準の「評価の限界」(p.114) から生まれたことと、それには「質」尊重、優れた特色が欠点を補う考え方、多様な評価の有効性が備わっていることを指摘する。したがって、本節はこれにより、「形骸的になりがちな現代の認証評価」(p.114) への「問い直しの契機」(p.114) となるとする。しかしそうはいうだけで、具体的な日本への示唆は後の著者の第3節に譲られているので、評者のコメントはそこでまとめておこなう。

第2節 イギリスの大学評価について：高等教育の一元化以降の教育評価の変遷 (工藤潤)

本節のまとめとして、「大学評価は大学の自主性・自立性に根差すべきものであること」(p.127) を「改めて認識させられた」(p.127) と述べている。著者は基準協会事務局長で大学評価・研究部長も兼務？されていることから、このまとめだけでは物足りない。その理由は本節の内容では一見して政府機関のひとつである公的な評価機関でありながら、(日本の現状とは異なって?) 「教育の質と水準を維持・向上させるという点で、大学にその主体性を求める評価手法の中に脈々と生きてきた」(p.127) ということ述べているけれども、評者には本文でそのことが具体的にわかる箇所があったようには思われないからである。もしその箇所が例えば「機関監査プロセスの概要」で述べられた(A)(B)(C)にあたるのであれば、その内容は日本では第4章第1節で論じられる大学設置基準や学校教育法・同施行細則等と文科省通達との重複領域であるように思われる。そうすると英国での大学評価を論じる際には、チャーターリング (設置認可) での政府の関与内容 (その有無を含めて) とセットで論じておく必要があると思われる。ちなみに簡単に調べてみたら、川嶋太津夫氏 (大阪大学未来戦略機構教授) によれば、英国では高等教育質保証機関 Quality Assurance Agency (QAA) の審査のもと、新たに大学が学位授与権を得るためにはすでにそれを有する大学と連携して学位授与を行って、その質が取得済の大学と同等のそれを確保されている「実績」が評価されて、学位授与権が認可される仕組みだということである (川嶋 2015)。これであれば、「大学にその主体性を求める評価手法」のように見受けられる。

第3節 日本の大学評価の歴史 (前田早苗)

本節は「Ⅰ.大学基準協会による大学評価：適格判定から認証評価前まで」と「Ⅱ.日本技術者教育認定機構によるプログラム評価」から成る。前者では著者は「会員制と大学評価（認証評価）が連動しなくなったことで、会員制の意義が問われている」（p.136）として、具体的には「どれだけ会員制の特色を活かした評価を行えるのか、そして大学にとってその評価を意義あるものとすることができるのか」（p.136）と述べるが、協会の外部者にはそれだけではなにもわからないのでコメントは控えたい。

なお著者に尋ねたい質問がある。それは協会の会員が発足当時は大学であったが、1970年代に入って学校法人に変更されたということである。このことは、法制度が教育内容に関わる大学設置基準と学校教育法等に関わる学校と、設置形態に関わる私立学校法等に関わる設置法人との二本立てとなっていることからみて、協会が一方の法人に軸足を置いて、学校に関する教育内容までを評価する立場に立つことを意味し、学校の固有の存在に影響を及ぼしかねないのではないかと気になっている。すでに文科省の下にあって学校法人が監督されていることを考えれば、教職員からみれば協会と文科省でその意味が重複しているわけである。したがって、大学の教職員としては、会員大学の教職員とともに大学評価を行う、元の（同僚の集う）協会の姿に立ち戻ることを再考してみる価値があるように思われるがどうであろうか。ちなみに第1節前田論文で紹介のあった地区基準協会の会員は法人なのか大学なのか、またその相違がなにか影響を及ぼすことはないのかを尋ねたい。

「Ⅱ.日本技術者教育認定機構によるプログラム評価」では発足から15年余り経過して、現在、①認定プログラム数が2008年の409件から2014年の382件に減少していること、②東大のようなトップ校が未参加の状態がつづいていること、を紹介されている。

前田氏はまとめとして、日本ではまだまだ「評価される文化」のままであり、どうすれば欧州の「質的文化」や米国のボランティアズムに支えられたア krediyeshonへと質的転換をとげるのかを自問し、その答えは「継続的な研究」に期待する姿勢にある。

ここで評者は、前田氏に問いたいのは、なぜ本書の第1章大学論の変遷と展開や前節工藤論文にその答えを求められようとはされないのかが不思議である。評者であれば、おっしゃられる文化問題を具体的事実のレベルにその背景を求めて生き、例えば前述してある木村孟・文部科学省顧問の自慢する「日本の質保証システムが、設置認可、設置基準、認証評価の3者が一体となって運用されており、国際的な通用性を担保していること」を問題にしたい。

第4章 大学評価の制度化

第1節 大学設置基準の成立と大学設置認可制度（早田幸政）

本節の内容について、評価者がコメントすべきは、「Ⅱ.大学設置基準の成立の経緯」と「Ⅲ.大学設置基準成立後の大学設置認可の体制整備と大学基準協会」に関わる箇所、堀（2008）の研究成果から、基準協会を単体で捉えるのではなくて、大学法試案要綱（1948年7月にCI&E作成、10月文部省より訳文公表）の構想する中央審議会（その元に置かれる中

央教育行政機構：一例として国家公安委員会と警察庁）とそれを支える大学設置委員会（チャーターリング）と基準協会（アクレディテーション）のとして未完のガバナンス構想として理解すべき内容があるのではないかということである。

第2節 認証評価制度の制度的特質（早田幸政）

本節の主旨は、①「認証評価が国法に根拠をもつ国家的制度に伴い、・・・認証評価には大学教育等の改善の契機の付与という役割と同時に、大学による法令遵守の状況の確認、という準行政的役割までも実質的に担うこととなった」（p. 159）。②そのために「認証評価機関の一種の権力機構化」に対する危惧」（p. 161）という有力な指摘がある。③したがって、「大学が（中略）大学の質保証とその向上に自律的に取り組んでいくためには、認証評価の仕組み自体、会員制を基礎とした自主基準によって、会員大学相互の評価を通して教育の維持・向上を図るという米国式アクレディエーション方式へと転換させることが必要不可欠なのかもしれない」（p. 161）と理解した。

評者はこの主張に共感するけれども、必要な法令改正とともに、アクレディエーション方式を支えるボランティアな組織をどのように組織するのかという課題を解決しないといけないわけであり、大学界がそのようなあり方になっていくためには、それに必要な大学界のガバナンスを構想しなければならないのではないだろうか。ただし、どういうわけか、③で「必要不可欠」とまで言いながら、最後は「なのかもしれない」とトーンダウンしてこの節を終わっている。なぜ断言できなかつたのかをぜひとも聞いてみたい。

第5章 大学評価の国際的動向

第1節 国境を越えた高等教育質保証ネットワークの進展（堀井祐介）

1991年に設立された国際的な質保証団体である INQAAHE の簡単な紹介をおこなっている。

第2節 ヨーロッパにおける地域規模の動向

・2000年に設立された欧州高等教育質保証ネットワーク（ENQA）の概要と、『基準とガイドライン（ESG）』、ENQAの活動を紹介している（堀井祐介）。

・2003年に設立されたアクレディエーションの欧州機関であるECAを紹介する（適正実施基準の集約）。国境を越えたアクレディエーション結果と資格の自動認証の実現にむけた取り組みを進めている（堀井祐介）。

・2008年に設立された欧州高等教育質保証機関登録機関（EQAR）の紹介であるが、E4グループ（欧州大学協会、欧州高等教育機関協会、欧州学生団体連盟、ENQA）が中心になっている。「本質的遵守」の重視はさんこうになる（pp. 188-189）（大佐古紀雄）。

第3節 各国における大学評価の動向

・ドイツ（木戸裕）：本稿で注目したことは、連邦制のもとで、2005年のアクレディエーション

ョン機関設置法によって設けられたアクレディテーション評議会がある一方で、評価の関係法規がないよう同様の連邦横断的な統一的評価実施機関が設けられておらず、評価対象毎等で評価機関も並立していることである。なお本稿ではアクレディテーションの範囲と評価のそれとの関係や棲み分け等は述べられていないので、他の木戸論文を読まないといけないのかもしれない。もう一点は、このアクレディテーション評議会に学生の任命が、大学学長会議と文部大臣会議によってされることである。また質保証システムには、欧州高等教育質保証協会（ENQA）の「スターダードとガイダンス（ESG）」によって、ドイツでも「評価の学生の参加」（p. 197）の制度化がなされている。

なお本稿からの日本への示唆はない。

・**フランス（大場淳）**：2012年にオランダ政権の誕生によって、2007年に総合的な大学評価を行う（あわせて教員評価制度の評価も）研究・高等教育評価機関（AERES）が新設されてものが、2014年に研究・高等教育評価高級審議会（HCERES）に変更されたところで論稿が終わっている（原稿締め切りの関係）。そのためにAERES時代までの様子が紹介され、そこで注目されることは、「資源配分との関連」（ただし資源内容は不明）について、AERESは否定しているけれども、AERES国際部長へのインタビューによって「無関係でいることはできなくなっている」（p. 200）ということである。

・**オランダ（大場淳）**：2003年に政府機関として設置されたオランダ＝フランテレン・アクレディテーション機関（NVAO）の概要を紹介する。注目点は、その評価結果が「大学の学位授与権」「大学への公的資金措置」「学生の奨学金」に影響することである。なおいかなる評価項目が実施されている関係で「学生の奨学金」に影響するのかまでは、参考文献の大学評価・学位授与機構（2011）でわかるのであろう。いまひとつは、欧州大学協会（European University Association）からオランダに限らずアクレディエーションへの負担が大きいことから「評価が必ずしも芳しくない」（p. 206）ことが紹介されているにとどまる。

・**北欧諸国（堀井祐介）**

デンマーク：2013年に新しいアクレディテーション法が成立したけれど、ここではその前までのデンマーク評価機構（EVA）で紹介する。

スウェーデン：2013年よりHigher Education Authority（いかなるタイプの政府機関なのかまでは不明）によって、教育プログラム評価として、①学位授与権限と結びついた質保証の観点（前提条件、教育プログラム提供組織、学習成果）、②標準的な評価が行われている。注目したのは、②のなかに個々の学生の学習成果の評価と学生インタビューがあることである。

ノルウェー：2003年に設立された国立教育質保証機構（NOKUT）が、機関別オーディットとアクレディエーション、教育プログラム・アクレディエーションを実施している。同理事

会には学生代表も参加している。紹介されている「オーディット基準」(pp. 214-215) は5点あり、それを用いて各大学の質保証を評価し、合格しない場合には新たな教育プログラムの実施は同アクレディエーションを受審しなければならない。

フィンランド: フィンランド・アカデミーが研究評価を行い、高等教育評価機構 (FINHEEC) が教育評価 (機関別評価) を行っている。注目点は、高等教育機関の自律性の原則のもとに、当該機関が最終責任を負うことが前提とされていて、FINHEEC は支援する役割になっている (現在6年サイクルの第2期目)。オーディット・チームに学生も加わっている。

アイスランド: 教育科学文化省に高等教育質保証委員会が2010年に設置された。学長・教員・学生からなる Quality council とともに質向上の枠組みの推進に取り組んでいる。

・**米国 (前田早苗):** 高等教育法の改正論議に際して、連邦奨学金の適正な給付と高等教育機関の質との関連性をめぐって、議論が活発化している。2016年5月末現在では同法の改正はまだであるが、そのための議論は2014年6月から活発化している。同年12月には連邦教育省はカレッジ・rating・システムを①ベル奨学金の受給率、②学費・奨学金・ローン負債の経済性、③卒業率・転学率・卒業生の収入・大学院学位取得状況の3つの側面から評価する (p. 225)。著者は、このシステムが効率性重視に偏っており、学習成果の測定に③は使えないとする。したがって同システムとは異なる、アカデミックな質保証の可視化を確保するシステムの構築にどのように取り組むかが重要となっているとする。

・**ラテンアメリカ (斎藤泰雄):** 1980年代以降に継続して起こる経済危機と、新自由主義的な高等教育政策の下で進められる「高等教育機関の多様化、地方分散、公立機関での資金調達の多元化 (授業料導入、寄付受け入れ、収益事業の導入、私学設立促進、競争的資金配分、産業界との連携強化、欧州や米国の大学への門戸開放) とともに、大学の評価・認定の考え方も普及していった。2003年に、「高等教育の質認定のためのイベロアメリカ・ネットワーク (RIACES)」が発足した。2012年現在で18カ国の機関と、国際機関等28組織が加盟している。

・**中国 (黄福涛 Kou Fukutou):** 中国の国家評価制度の特徴は、中央政府主導であることと、人材育成の成果を中心に総合的評価が行われている。1990年10月に、元国家教育委員会が教育評価に関する暫定規定を公布したことから開始した。2003年までを第一期、2010年までを第二期 (2004年に教育部に高等教育教学センターが設置され組織的な取り組みを開始)、第三期が2011年からスタートしている。記述は制度内容についてである。

・**韓国 (渡辺達雄):** 1982年に設立された大学連合体の大学教育協議会によって、同僚評価が行われたことが始まりである。見直しを経て2009年から始まった大学評価の新システムでは2年に1度の自己評価と、政府認定の第三者評価機関の任意評価となった。特徴は国際

通用性と中心に、学生の到達度を重視するものとなっており、各大学の特色のある取り組みを評価する項目・基準・方法を自らで定めることができる。大学教育協議会内の大学評価院がそれを準拠評価基準を設定して、大学から提出された評価書を評価して、その結果を出し公表している。注目した記述は、産業界の学生の学習アウトカムを測定するパフォーマンス指標の設定とその活用を、評価院・産業界・大学の共同で開発して、半導体・電子分野などで運用しているという点である。

・オーストラリア (杉本和弘) : 2008年のブラッドリー・レビューの問題提起によって、新たな全国統一の厳格な質保証体制を構築すべく、2011年にTEQSA法が成立し、高等教育質・基準機構 (TEQSA) が設立され、現在に至っている。これは従来の高等教育機関の自律性に基づく質保証アプローチから、「基準」と「リスク」についての外形的な枠組みに基づく「質規制」へと変化したことを意味したという (p. 251)。なお2013年10月現在、パイン連邦教育相がTEQSAの規制を緩和する大臣命令を出して、TEQSA機構長からの取り組みが報告される予定となっているということであった (2017年3月の現状は?)。注目されることは、豪州卒業時調査の実施をはじめ、2012年からの (入学時と最終学年の学生対象にした) 学生経験調査の実施、さらに豪州版のCLA (汎用的能力習得測定) の導入の検討であり、それに基づく研究と教育の有機的連携、厳格な成績評価、学生調査によって、豪州の高等教育機関の学術基準 (とくに卓越性) の維持の姿勢を示そうとしていることである。2007年から13年に政権に就いていた労働党は、例えば25~34歳人口の学士号以上の保有者の割合を2025年までに40%以上をめざす政策目標の掲げていた (4分の1が留学生で占める)。

第4節 国際的共通性と地域的特異性 (大場淳)

本節が述べる「日本の大学評価制度」の変遷についての、次の記述を検討し、本節の「示唆」を考えたい。

- ① 戦後の基準協会の相互評価から文科省の大学設置基準へ、「1990年代の自己点検・評価の制度化を経て、日本の大学評価制度は東アジアの中でも特異な自主性原理の強い評価システムを選択してきたと言われる (米澤, 2000)」 (p. 265)
- ② 「米澤 (2000) は、日本の高等居幾制度が、大きな私立セクターを抱えていること、公立セクターにおいても国立大学間・公立大学間の多様性が著しいこと、厳格な設置基準が存在すること (しかも予算配分と連動していない) といった特性を有することが、中央集権的で外部評価重視型の評価を困難としてきたと言う。しかし、設置基準の大綱化・準則化、国公立大学の法人化、国公立を通じた競争的資金の増大等によって、日本独自の評価の在り方を支えてきた諸条件 [それは一体何かは不明である] が失われてきたのであろう。かくして、日本の大学評価も欧米制度の [どの様な?] 影響を強く受けるようになったのである (米澤, 2000)」 (p. 265)
- ③ 現在の評価制度は詳細に渡っており、国立大学法人評価をとれば運営全般を対象とし、

世界で類例を見ないものとなっている（大崎, 2009）」(p. 265)。

以上を踏まえて、本節の「示唆」は、㉞当事者である大学関係者の参加が重要になっていること、㉟評価疲れに対応して、評価制度の簡素化へ向けた見直しの必要性、の2点である。

評者は、①から②を通り③に至っている「制度」の変遷に関して、「日本独自の評価の在り方を支えてきた諸条件」が何だったのかを説明できずに、表面的な記述に終わっている。そのために、「示唆」も当該制度の運営を前提にした「対応」に限られていると考えている。

評者であれば、①に関しては東大確認書の成果に基づく大学自治の発展が押しとどめられているままになっている関係から、文科省のあたかも設置施設に対する行政指導が貫徹してきたのであり、「特異な自主性原理の強い評価システムを選択してきた」との事実認識にはないこと、②に関しては、「中央集権的で外部評価重視型の評価を困難としてきた」のではなくて、あらためて従来からの文科省の大学設置基準と行政指導と重複するようなものを並立させる必要性がないこと、文科省の目標管理方式の導入と「PDCA」サイクルの下での「強制された自己評価」にその管理監督のあり方の独自の発展があり、「欧米制度の影響」は使う用語の新しさにそれが認められるといったら言い過ぎであろうか。その典型は「PDCA」である。

④はそのとおりであり、諸外国の評価制度と異なる、前述の目標管理方式といった方が正確である。

以上で概要の紹介とコメントを終えたい。これ以上述べることはないので、改めてまとめることはない。

参考文献

OECD (2009) , *OECD Reviews of Tertiary Education: Japan*.

大森不二雄 (2008) 「WTO 貿易交渉と高等教育」塚原修一編『高等教育市場の国際化』玉川大学出版部。

川嶋太津夫 (2015) 「構想から実績へ：大学設置認可制度の大転換を」教育学術新聞 2596号 <https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/arcadia/0576.html>

堀雅晴 (2008) 「私立大学における大学ガバナンスと私学法制：2004年改正私学法の総合的理解のために」『立命館法学』第316号。

堀雅晴 (2014) 「グローバリゼーションと新自由主義：高等教育と国際機関」細井ほか編『新自由主義大学改革』東信堂。

文科省高等教育局高等教育企画課国際企画室

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/025/gijiroku/attach/1288028.htm、(閲覧日 2013年6月4日)。